

奈良工業高等専門学校総合評価審査委員会規程

平成19年10月16日制定

令和2年4月1日改正

(設置)

第1条 奈良工業高等専門学校（以下「本校」という。）に総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(目的)

第2条 委員会は、本校が発注する建設工事（設計・コンサルティング業務を含む。以下「工事等」という。）に関し、競争参加者の技術提案に基づき価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式、いわゆる総合評価落札方式における技術提案等に対し、中立かつ公正な審査・評価を行うことを目的とする。

(審議事項)

第3条 委員会は、本校が発注する工事等に関し、次に掲げる事項を審議する。

- 一 総合評価落札方式の実施方針に関すること。
- 二 個別工事に係る技術提案の評価方法に関すること。
- 三 個別工事に係る技術提案の審査・評価に関すること。
- 四 その他総合評価落札方式に関すること。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、学識経験者等委員2名、事務部長、総務課長及び施設整備委員会委員長補佐の5名の委員で構成する。

- 2 学識経験者等委員は、独立行政法人国立高等専門学校機構以外で、委員会の審議に関係のある専門分野の学識経験等を有し、中立かつ公正な立場で技術提案の審査・評価を行うことができる者の中から、本校校長が依頼を行う。
- 3 委員会は、必要に応じて、その他の学識経験者の協力を求めることができる。
- 4 委員の氏名及び職業は公表する。

(委員の任期等)

第5条 学識経験者等委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

(委員長)

第6条 委員会に、委員長を置く。

- 2 委員長は、事務部長をもって充てる。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第7条 委員会は、委員長が招集し、開催する。

- 2 委員会は、過半数の委員の出席をもって成立する。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員会の開催に代えて委員への持ち回り等により審議を行うことができる。なお、持ち回り等による審議の結果は、委員へ報告を行うものとする。

(委員の除外)

第8条 委員は、第3条第二号から第四号の審議に関して、自己又は三親等以内の親族の利害に関係のあると思われる場合は、その審議に加わるできない。

(守秘義務)

第9条 委員は、委員会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。このことは、その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第10条 委員会の事務は、総務課施設係において行う。

(雑則)

第11条 この規則に定めるものの他、委員会の運営に必要な事項は、委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成19年10月16日から施行する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。